

畜 第 4 9 5 号

令和元年10月8日

一般社団法人岩手県獣医師会会長 }
岩手県家畜人工授精師協会会長 } 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



和牛の精液・受精卵の譲受・譲渡等に関する帳簿の備付け及び精液・受精卵を
封入した容器への表示について

日頃より、本県の畜産振興に多大なる御協力を頂き、感謝申し上げます。

昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国に持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、農林水産省では「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、先般、中間とりまとめを公表したところです。

中間取りまとめにおいて、和牛遺伝資源の不正流通を防止するためには、関係者が一丸となって、精液・受精卵の生産、流通、利用に関する履歴等の情報を確認出来るトレーサビリティの仕組みが重要とされており、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長より、別添の通り通知がありましたので、貴会員への周知について、よろしく願いいたします。



担当

特命課長 児玉

TEL 019-629-5721

FAX 019-623-0201



元生畜第 809 号
令和元年 9 月 30 日

東北農政局生産部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛の精液・受精卵の譲受・譲渡等に関する帳簿の備付け及び精液・受精卵を封入した容器への表示について

和牛は、我が国固有の財産であり、その精液や受精卵などの遺伝資源は、国内での改良増殖の促進のために用いられることが重要です。しかしながら、昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、和牛遺伝資源の適正な流通管理の徹底が急務となっています。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、本年2月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、計5回にわたる議論を重ね、7月に中間とりまとめを公表したところです。

中間とりまとめにおいては、和牛遺伝資源の不正流通を防止するためには、関係者が一体となって、精液・受精卵の生産、流通、利用に関する履歴等の情報を確認できるトレーサビリティの仕組みが重要とされており、特に現行制度において義務づけられていない精液・受精卵の譲受・譲渡等（流通履歴）に関する帳簿等への記録・保管や、精液・受精卵を封入した容器（ストロー等）に、精液や受精卵に関する基本的な情報（種雄牛名、採精年月日等）の表示を義務化すべきとの指摘を受けました。

中間とりまとめの内容も踏まえ、農林水産省においては、家畜改良増殖法の改正も視野に対応策を検討しているところですが、法改正によらずとも対応出来る事については積極的に取り組んでいく事が重要であることから、別添に基づき、管内都道府県に対し、各都道府県内の家畜人工授精所等へ周知していただきますよう、ご指導をお願いします。



(別添)

和牛の精液・受精卵の譲受・譲渡等に関する帳簿の備付け及び
精液・受精卵を封入した容器への表示について

平成30年6月、和牛の精液・受精卵（以下「精液等」という。）が不正に海外に持ち出される事案が確認されました。和牛は、関係者が長い年月をかけて改良してきた結果、国内外からそのブランド価値が高く評価されており、輸出戦略を始め、我が国畜産業の更なる発展に貢献する貴重な財産です。今回のような事案の再発防止を図るためには、関係者が一体となって流通管理を徹底する必要があります。

つきましては、精液等の不正流通が発覚した際、当該精液等の流通過程を追跡し、迅速な対応が可能となるよう、帳簿の備付けと精液等を識別するための表示につきまして、以下のとおり対応いただきますようお願いいたします。

1 譲受・譲渡等に関する帳簿の備付け

(1) 帳簿へ記載する内容

家畜人工授精所における日常業務の中で、精液等の生産、仕入れ、販売、使用、廃棄等（以下「譲受・譲渡等」という。）に関する情報の管理は行われているものと考えますが、次の①から③について帳簿へ記載し、管理するようお願いいたします。なお、帳簿については、法令により特定の様式は定められていないものの、新たに整備する場合には、別紙を参考とされるようお願いいたします。

- ① 譲受・譲渡等の年月日
- ② 相手方の氏名又は名称及び住所
- ③ 本数及び証明書番号

(2) 帳簿の保存期間

商法19条及び会社法432条に準じ、帳簿の閉鎖日（会計期間の決算で締め切った日）から10年間を目安として保存するようお願いいたします。

2 精液等を収めた容器への表示

(1) 表示内容（基本的な情報）

次のア又はイの情報について、精液等を収めた容器（ストロー等）に表示するようお願いいたします。その際、表示できる文字数が限られているために略称や記号を用いる場合には、対応表を整理・公表するなど、混乱が生じることのないよう対応をお願いします。

ア 精液ストロー等 : 種雄牛の名称、精液採取年月日

イ 受精卵ストロー等 : 生産者の氏名又は名称、受精卵証明書番号

(2) 表示方法

容器への表示については、次のア又はイの方法により行うようお願いします。なお、イの方法により行う場合には、保管や流通の際に容易に剥がれることのないようしっかりと貼り付けるようお願いします。

ア ストロープリンター等による(1)の情報のストロー等への直接印字

イ (1)の情報を記載したラベル等のストロー等への貼り付け

3 その他

現在、和牛遺伝資源の適正流通を確保するため家畜改良増殖法の改正も視野に検討を行っており、当該検討状況や今後の現場での対応状況などを踏まえ、本通知の内容を変更することがあることをご承知おき願います。

和牛遺伝資源のトレサビリテイのイメージ

不正流通発覚



港で押収（精液証明書、受精卵証明書）添付がない

ストローに情報が表示されていない



流通経路の追跡が困難



ストローに情報が表示されている

流通経路の追跡が可能

生産者への問い合わせ



精液・受精卵の生産数、譲渡先、譲渡本数等の記録

種畜場

獣医診療所

販売

A 授精所

販売

B 授精所

販売

関与者
発覚

帳簿が備付けられている → 追跡が可能



譲受・譲渡先の記録（相手先の名称、住所、証明書番号等）

帳簿が備付けられていない → 追跡が困難